

令和 6 年 6 月 11 日
公益社団法人 日本皮膚科学会

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、平成 20 年 12 月 31 日に施行された改正国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届け出を行うことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

【本件連絡先】

日本皮膚科学会

総務・会員管理チーム

TEL：03-3811-5099

FAX：03-3812-6790

E-mail：gakkai@dermatol.or.jp